

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和8年2月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度飛び出せ！海外へ。販路拡大事業（海外テストマーケティング）
- (2) 業務内容 令和8年度飛び出せ！海外へ。販路拡大事業（海外テストマーケティング）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年2月28日まで
- (4) 契約限度額 7, 171, 792円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件企画提案実施公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県の求めに応じて速やかに権限のある者を来訪させることが可能である者であること。
- (9) 岡山県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：(086) 226-7365
FAX：(086) 226-7841
電子メール：marketing@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年2月25日（水）から3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2条）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>)

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年2月25日（水）から3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

上記3の場所に同じ

③ 提出書類

- ア) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）（1部）
- イ) 会社概要（パンフレット等会社概要がわかるもの）（6部）
- ウ) 印鑑登録証明書（受付日前3か月以内に発行された正本）（1部）
- エ) 登記事項証明書（受付日から3か月以内に発行されたものの写し）（1部）
- オ) 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）（1部）
- カ) 納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し）（1部）
- キ)（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）（1部）

※ ただし、岡山県から物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、ウ)～キ)の書類の提出は必要ないものとする。

④ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

② 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月10日（火）までに上記3の宛先にファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 質問の受付

本公告に関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間及び方法

質問は、令和8年3月4日（水）午後5時までに質問書（様式第3号）を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

送信先アドレス：marketing@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「飛び出せ！海外へ。販路拡大事業（テストマーケティング）／質問書」とすること。また、送信した旨を電話連絡し、受

け取りの確認を行うこと。

② 回答

電子メールにより回答する。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

① 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時（必着）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類

(ア) 提案書（様式第4号）〈原本1部+写し5部〉

(イ) 企画提案書【任意様式】〈6部〉

(ウ) 当該事業類似事業に係る資料（過去5年の事業一覧）

【任意様式（既存資料可）】※該当がある場合〈6部〉

(エ) 見積書【任意様式】〈原本1部+写し5部〉

※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

④ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

⑤ その他

企画提案書等の作成に当たっては、「令和8年度飛び出せ！海外へ。販路拡大事業（海外テストマーケティング）企画提案書作成方法等説明書」を参照すること。

企画提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 企画提案の説明（プレゼンテーション審査の実施）

提案者は、次のプレゼンテーションに出席し、企画提案の説明を行わなければならない。

① 日 時

令和8年3月18日（水）午前9時00分から（予定）

② 場 所

オンライン（Zoom）にて実施

※プレゼンテーションの時間等の詳細については、令和8年3月9日（月）以降、各提案者に通知する。

③ 結 果

審査結果については、令和8年3月24日（火）以降速やかに、各提案

者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約書作成要否

要

8 その他

- (1) 契約を締結する際に、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう県が求めることがある。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
- (3) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとすることその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (4) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。
- (6) 令和 8 年度当初予算が岡山県議会で議決されない場合、事業を行わないことがある。この場合、(3) 同様に県は提案等に要した費用を負担しない。また、当該事業は、国の補助金等を活用して実施するため、令和 8 年 4 月 1 日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。